

## 証明書の必要な感染症と登園のめやす(保存版)

麻疹	解熱した後3日を経過してから	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めてから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから	溶連菌感染症	抗菌薬を内服後、24～48時間経過していること
風疹	発疹が消失してから	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
水痘	すべての水疱が痂皮*化してから 痂皮*= <u>かさぶた</u>	RSウイルス感染症	呼吸器症状(咳・喘鳴)が消失し、普段通りの体調であること
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現して5日を経過してから、かつ全身状態が良好になってから	手足口病	解熱後1日以上経過し、口内炎の影響が落ち着き、普段の食事が摂れること
		ヘルパンギーナ	
プール熱 (咽頭結膜熱)	症状(発熱・咽頭発赤・目の充血)が消失してから2日を経過してから	とびひ (伝染性膿痂疹)	発疹が乾燥しているか、湿潤部位がガーゼでおおえる程度のものであること
百日咳	特有の咳が消失してから、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノ等)	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事が摂れること
結核	医師により感染のおそれがないと認めてから	りんご病 (伝染性紅斑)	普段通りの体調であること
		ヘルペス性歯肉口内炎	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事が摂れること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111)	症状(腹痛、水様便、血便、発熱等)が治まり、かつ抗菌薬の治療が終了し、48時間あけ連続2回の検便検査の結果が陰性になってから	帯状疱疹	すべての水疱が痂皮*化してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、普段通りの体調であること
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めてから	※ <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> の感染症は、かかりつけ医の診断に従い、保護者が登園可能か判断する場合があります。登園のめやすを参考に判断して下さい。	

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン2012年改訂版」をもとに制作しています。

----- 切り取り線 -----

## 証 明 書

園児氏名 \_\_\_\_\_

病 名 \_\_\_\_\_

上記患者について(該当番号に○をつける)

1. 治癒した
2. 感染のおそれがない
3. 集団保育に支障がない
4. 症状の( \_\_\_\_\_ )が消失したら登園可能である
5. \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可能である

ことを証明する

社会福祉法人 米沢仏教興道会  
興道南部保育園 園長殿

令和    年    月    日

医師名 \_\_\_\_\_

印